

「令和8年8月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況 (累積違反点数)			
						事業者	九州運輸 局内	運輸支局 内	当該(営) 違反点数
令和8年8月6日	株式会社ヤマネコツアー(法人番号3310001013173) 代表者金判守	本社営業所	事業停止(3日間)、輸 送施設の使用停止 (210日車)、文書警告	道路運送法(以下「 法」)第9条の2第1 項、法第15条第3 項、法第27条第3項	令和7年12月18日、継続的な監視が必要な事業者であることを端緒に監査実施。8件の違反が認められた。(1)運賃料金事前届出、運賃料金変更事前届出違反(法第9条の2第1項)、(2)事業計画事前変更届出違反(法第15条第3項)、(3)疾病、疲労等のおそれのある運行業務(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第5項)、(4)点呼の実施義務違反(運輸規則第24条第1項～第3項)、(5)点呼状況の録音及び録画記録又は録音及び録画の記録保存違反(運輸規則第24条第6項)、(6)アルコール検査状況の写真記録又は記録の保存違反(運輸規則第24条第7項)、(7)業務の記録の記録事項義務違反(運輸規則第25条第1項、第2項、第4項)、(8)運行記録計による記録又は運行記録計による記録保存違反(運輸規則第26条第1項)	36	21	21	21
	長崎県対馬市厳原町今屋敷650番地	長崎県対馬市厳原町今屋敷650番地							
令和8年8月27日	小笠木観光有限会社(法人番号2290002022739) 代表者岩下広次	本社営業所	文書警告	道路運送法第27条第3項	令和8年6月19日、継続的な監視が必要な事業者であることを端緒に監査実施。4件の違反が認められた。(1)運送引受書の記載事項義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(2)業務の記録の記録事項義務違反(運輸規則第25条第1項、第2項、第4項)、(3)運行指示書の記載事項等義務違反(運輸規則第28条の2第1項)、(4)運転者に対する指導監督違反(運輸規則第38条第1項)	6	6	6	3
	福岡県福岡市早良区大字小笠木762-3	福岡県福岡市早良区小笠木字島田762-3							

「令和8年8月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況 (累積違反点数)			
						事業者	九州運輸 局内	運輸支局 内	当該(営) 違反点数
令和8年8月31日	株式会社新栄(法人番号 1310001011220) 代表者山 脇慎太郎	福岡営業所	輸送施設の使用停止 (70日車)、文書警告	道路運送法第27条 第3項	令和8年2月3日、営業区域拡大を端緒に 監査実施。5件の違反が認められた。(1) 勤務時間等の基準の遵守違反(旅客自 動車運送事業運輸規則(以下「運輸規 則」)第21条第1項)、(2)点呼の実施義務 違反(運輸規則第24条第1項～第3項)、 (3)業務の記録の記録事項義務違反(運 輸規則第25条第1項、第2項、第4項)、(4) 運行記録計による記録又は運行記録計 による記録保存違反(運輸規則第26条第 1項)、(5)運行指示書の記載事項等義務 違反(運輸規則第28条の2第1項)	7	7	7	7
	長崎県東彼杵郡波佐見町 田ノ頭郷344番地1	福岡県糸島市高祖848-1							
令和8年8月31日	株式会社HEARTSモビリティ (法人番号5290001099338) 代表者張岩	福岡営業所	輸送施設の使用停止 (130日車)、文書警告	道路運送法(以下 「法」)第9条の2第1 項、法第15条第3 項、法第23条第3 項、法第27条第3 項、法第29条の3	令和7年10月27日、新規許可事業者であ ることを端緒に監査実施。11件の違反が 認められた。(1)運賃料金事前届出、運賃 料金変更事前届出違反(法第9条の2第1 項)、(2)事業計画事前変更届出違反(法 第15条第3項)、(3)運行管理者の選任(解 任)届出違反(法第23条第3項)、(4)運送 引受書の記載事項義務違反(旅客自動 車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」) 第7条の2第1項)、(5)点呼状況の録音及 び録画記録又は録音及び録画の記録保 存違反(運輸規則第24条第6項)、(6)運行 記録計による記録又は運行記録計によ る記録保存違反(運輸規則第26条第1 項)、(7)乗務員等台帳の記載事項等義務 違反(運輸規則第37条第1項)、(8)特定運 転者に対する特別な指導監督違反(運輸 規則第38条第2項)、(9)運行管理者の講 習受講義務違反(運輸規則第48条の4第 1項)、(10)運行管理補助者の選任(解任) 届出違反(運輸規則第68条)、(11)輸送の 安全に関わる情報の公表義務違反(法第 29条の3)	13	13	13	13
	福岡県福岡市博多区博多 駅前3-4-8	福岡県福岡市博多区下月 隈222-1							